

姫路市職員倫理審査会 次第

日時：平成29年1月26日（木）

14：00～

場所：姫路市役所北別館3階 研修室

- 1 開会

- 2 収賄事件に関する本市の現状について

- 3 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の一部改正について

- 4 平成28年度における不当要求行為等の状況について

- 5 連絡事項

- 6 閉会

姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員会による調査・検討状況について

1 不祥事案の概要

(1) 元課長

年 月	事 項
平成15年度及び 平成18年度	・道路補修課（当時主任）の発注工事及び北部建設事務所（当時係長）の発注工事を通じて贈賄業者竹内被告（以下「被告業者」という。）と知り合う。
平成23年度	・道路建設課（当時課長補佐）の発注工事を被告業者の会社が受託
平成24年 3 月	・同工事において被告業者が抱えていた地元対応に係る問題を元課長（当時課長補佐）が解決
12月	・被告業者から10万円を受領
平成25年 10 月	・被告業者から10万円を受領
	・谷外42号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩
	・船津14号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩
	・山田61号線道路改良工事の設計金額を被告業者に漏洩
	・被告業者の事務所で被告業者から30万円を受領
	・道路整備改善課長に昇格
平成27年 7 月	・城西84号線道路整備工事の設計金額を被告業者に漏洩
	・被告業者の事務所で被告業者から30万円を受領

(2) 元理事

年 月	事 項
平成24年頃	・元理事が局長になったのを機に、青田被告（以下「被告業者」という。）が接近を始める。
平成26年11月	・鹿谷橋補修工事の設計金額を被告業者に漏洩
	・建設局長室で被告業者から50万円を受領
平成27年 5月	・灘浜大橋補修工事の設計金額を被告業者に漏洩
6月	・建設局長室で被告業者から50万円を受領

2 調査状況等

(1) 関係職員からの聞き取り結果

ア 原因等について

- ・ このたびの不祥事の原因として、個人の資質の問題と答えた職員が最も多く、入札制度の問題、業者の圧力等を挙げた職員も比較的多かった。

- ・ 入札制度等の問題として、積算単価等の入札情報の公開や積算ソフトの開発による業者の積算能力の向上に伴い、複数の業者が最低制限価格と同額又はそれに近い価格で入札するケースが増えており、業者間の最低制限価格の算出競争が激しくなっていることを指摘する職員が多かった。

イ 業者（利害関係者）との関係について

- ・ すべての職員が利害関係者とのプライベートな付き合いはないと答えており、業者からの誘いもないと答えた職員が大半であった。
- ・ 職務の必要上、業者に個人の電話番号を教えたことがある職員がいた。

ウ 入札情報の管理について

- ・ すべての職員が、設計図書は鍵付きのロッカーで保管しており、鍵は担当者又は係長が管理していると回答した。
- ・ 設計価格が漏れているという噂を業者から聞いたことがあるが、信憑性に疑問を感じたと回答した職員が数名いた。

エ 職場風土等について

- ・ 職場環境について、大半の職員が「上司、同僚に相談しやすい環境である。」と評価する一方で、不満のある職員もわずかにいた。
- ・ 職員倫理条例の内容を理解していないと答えた職員が2割程度あった。

(3) 公判の傍聴

ア 情報漏洩を行った理由（元課長）

被告業者は、危険で困難な工事や地元対応が難しい工事であっても迅速に対応してくれたことが何度もあり、他の業者が落札すれば、また苦情等が多くなり、対応に苦慮するのではないかと心配になり、被告業者の求めに応じて設計金額を教えてしまった。

イ 贈賄に至った理由（被告業者）

被告業者の主な収入源は公共工事であったが、被告業者にとって、設計価格の積算は難しく、容易な工事であっても落札するのが難しい状況であった。落札するには、最低制限価格で入札して抽選で残るしかなく、設計金額を教えてもらいたいという思いに駆られた。

3 専門委員の意見等

これまでの調査（元課長からの聞き取りを含む。）における専門委員の主な意見は、次のとおりである。

- ・ 組織の緊張感を持続させるためには、常設の監察組織が必要ではないか。
- ・ 職員以外の者が職員に対して行う要望等は、（不当要求行為に当たるか否かにかかわらず）すべて記録し、公表することを検討してはどうか。
- ・ 服務、倫理等に関する様々な職員教育を実施しているが、職員に浸透しているのか疑問である。
- ・ 利害関係者（業者）と職員が不適切な関係に発展することを防ぐためにも、一定のサイクルで人事異動（配置換え）を行う必要があるのではないか。

- ・ 不当要求行為やクレームへの対応が職員個人の負担になっているのではないか。これらへの対応をサポートする体制づくりが必要ではないか。

4 再発防止に向けた取組み

(1) これまでの取組み

- ア 局長室への訪問者を確認できるよう出入口を執務室側に限定
- イ 最低制限価格の算出方法について、市側でも開札時まで最低制限価格が分からない仕組みの導入
- ウ 工事等発注担当職員を対象とした遵守事項の通知

(2) 専門委員に諮り、取組みを進めている再発防止策

- ア 本件事案をテーマとした職場討議による発生原因や再発防止策の職員の意見集約の実施（平成28年12月～）
- イ 工事現場の施工管理を所管する部署への公用の携帯電話の配備（平成29年1月）
- ウ 「不祥事が起こらない職場づくり」等をテーマとした外部講師による職員研修の開催（平成29年2月）
- エ 契約課等の関係部署による入札制度の改善に向けた取組みの実施

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の改正について

1 改正の理由

平成28年9月、10月と連続して市職員（課長・局長）が逮捕された収賄事件につき、「姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員」を設置し、再発防止策等を検討している。

当該専門委員からの「職員以外の者が職員に対して行う要望等は、すべて記録し、公表することを検討してはどうか」とのご意見を踏まえ、姫路市職員倫理審査会のご意見をお伺いした上で、所要の改正を行おうとするもの

2 改正の概要

(1) 記録すべき内容の拡大（第9条関係）

これまで、職員は市の事務事業を遂行するに際し『要望』等を受けた場合、その内容が「不当要求行為」又は「不当要求行為に該当するかどうかを任命権者が判断できない行為」に該当する場合は、記録しなければならなかったが、不当要求行為等に該当するか否かに関わらず、その『要望』等は、全て記録しなければならないものとする。

(2) 記録の例外（第9条の2関係）

上記(1)の『要望』等について、次のいずれかに該当する場合は記録しないことができる。

ア 要望等が公式又は公開の場で行われた場合

イ 要望等の用件がその場において終了し、職員が改めて対応する必要がない場合

ウ 要望等が公の施設の利用者その他の関係者との間でその利用に関し日常的に行われる場合

エ 要望等が他の制度に基づき記録される場合

(3) 記録等の報告（第10条関係）

上記(1)に伴い、『要望』等の記録を行ったとき又は要望等が書面によりなされた場合は、その記録等を任命権者に報告するものとする。

(4) 運用状況の公表（第15条関係）

上記(1)に伴い、『要望』等に係る記録等の件数その他本条例の運用状況を取りまとめ、毎年度市民に公表するものとする。

3 施行期日

平成29年4月1日

新 旧 対 照 表

(姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>(<u>不当要求行為等の記録</u>)</p> <p>第9条 職員は、市の事務事業を遂行するに際し、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を確認し、<u>当該要望等が不当要求行為又は不当要求行為に該当するかどうかを任命権者が判断できない行為（以下これらを「不当要求行為等」という。）に該当すると思料するときは、簡潔に記録しなければならない。</u>この場合において、職員は、当該記録をするに当たり、故意に不実又は虚偽の記載をしてはならない。</p> <p>2 <u>不当要求行為等の記録</u>に関し必要な事項は、規則で別に定める。</p>	<p>(<u>要望等の記録</u>)</p> <p>第9条 職員は、市の事務事業を遂行するに際し、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を確認し、<u>簡潔に記録しなければならない。</u>この場合において、職員は、当該記録をするに当たり、故意に不実又は虚偽の記載をしてはならない。</p> <p>2 <u>要望等の記録</u>に関し必要な事項は、規則で別に定める。</p> <p>(<u>記録の例外</u>)</p> <p><u>第9条の2 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該要望等の内容を記録しないことができる。ただし、当該要望等が不当要求行為又は不当要求行為に該当するかどうかを任命権者が判断できない行為（以下これらを「不当要求行為等」という。）に該当すると思料する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>要望等が公式又は公開の場で行われた場合</u></p> <p>(2) <u>要望等の用件がその場において終了し、職員が当該要望等に対して改めて対応する必要がない場合</u></p> <p>(3) <u>要望等が公の施設の利用者その他の関係者との間でその利用に関し日常的に行われる場合</u></p>

(不当要求行為等の報告)

第10条 職員は、前条第1項前段の規定により不当要求行為等の記録を行ったとき及び要望等が書面によりなされたとき(当該書面による要望等の内容が不当要求行為等に該当すると思料する場合に限る。)は、当該記録又は書面(以下これらを「記録等」という。)の内容を速やかに任命権者に報告しなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、各任命権者における不当要求行為等に係る記録等の件数その他この条例の運用状況を取りまとめ、毎年度市民に公表するものとする。

(4) 要望等が他の制度に基づき記録される場合

(記録等の報告)

第10条 職員は、第9条第1項前段の規定により要望等の記録を行ったとき及び要望等が書面によりなされたときは、当該記録又は書面(以下これらを「記録等」という。)の内容を速やかに任命権者に報告しなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、各任命権者における要望等に係る記録等の件数その他この条例の運用状況を取りまとめ、毎年度市民に公表するものとする。

姫路市議会自由民主党からの今回の収賄事件への緊急提案（抜粋）

（2016年10月28日）

職員倫理条例及び規則の改正検討事項

- 1 長時間に及ぶ時間外勤務の禁止
 - ・ 条例（規則）に反した者の氏名等の公表
- 2 職員相談窓口の設置
 - ・ 不当要求行為や困難な事案等に対する職員の相談センター
- 3 懲戒処分を受けた職員の氏名公表
 - ・ ある一定の処分を受けた場合（例：免職、停職、減給）
- 4 研修機会の義務化
- 5 業者との面談は複数で行う
- 6 工事担当の管理職は在任期間を制限する
- 7 改正後の見直し規定の導入
 - ・ ○年後に見直しを検討する

平成 28 年度における不当要求行為等の状況について

平成 29 年 1 月現在

No.	対応日時	行為者	行為の概要	対応した所属
1	H28.4.12	市内在住 男性	窓口にて通帳を持参しなかったため、必要な旨、委託先コールセンター職員が説明したところ、激昂。市職員が対応するも「自分は元組員、殺すぞ」等の脅迫的言動を行ったもの	健康福祉局 給付金担当
2	H28.4.13	市内在住 男性	滞納者代理人に対して滞納処分（年金差押）の換価を実行する旨伝えたところ激昂。「1 万円で生活出来ない。死ねと言う主旨を書け」との強要や「殺すぞ、出刃買うて来い、ずっと居座る」等の脅迫的言動を行ったもの	納税課
3	H28.4.21	不明	市の掲示板の貼り方に納得がないと言って、駆けつけた法制課職員の名札を引きちぎる（自ら飲酒している旨を言う）などの暴行を加えたもの	法制課
4	H28.9.21	市内在住 男性	市税滞納の納付催告書を送付したところ、複数回に渡り電話にて「市役所を爆破するぞ。爆破して自決する」など脅迫的言動を行ったもの	納税課